

助成事業名	浄化槽整備事業等（生活排水対策浄化槽推進事業（県単） 循環型社会形成推進交付金（国補） 地方創生污水处理施設整備推進交付金（国補））
-------	--

国補・県単別	国補・県単	分類	5－1	県主管課	水質保全課	室等	浄化槽班	内線	3813
事業実施主体	市町村	関係省庁名	（循環型、污水）環境省、（污水）内閣府、農水省、国交省						

事業の目的・概要	○生活排水対策浄化槽推進事業（県単。以下「県費補助金」）：生活排水による公共用水域の水質汚濁・閉鎖性水域の富栄養化防止のため浄化槽の設置を促進する。 ○循環型社会形成推進交付金（国補。以下「循環交付金」）：市町村が策定した「循環型社会形成推進地域計画」に基づき浄化槽整備事業を実施し、その普及促進を図ることにより、循環型社会の形成推進に資する。 ○地方創生汚水処理施設整備推進交付金（国補。以下「污水交付金」）：市町村が策定した「地域再生計画」に基づく汚水処理施設整備事業として、他の汚水処理施設（公共下水道・集落排水）を含めた総合的な汚水処理施設の整備推進を図る。（地方創生推進交付金の一部）		補助対象事業・補助基準等	《補助対象事業》 市町村が実施する合併処理浄化槽の設置促進事業（個人設置型）又は公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）に対し、当該市町村に補助金（交付金）を交付する。また、N10 型高度処理型合併処理浄化槽の設置に対して上乗せ補助する市町村に補助金を交付する。（高度促進補助） 設置補助のほか、単独処理浄化槽又は汲取便所を合併処理浄化槽に転換する場合に、撤去費及び配管工事費に対して上乗せ補助する市町村に補助金を交付する。（転換補助） 《補助対象浄化槽》 BOD 除去率 90%以上、放流水の BOD20mg／L 以下のもので、国庫補助指針が適用される浄化槽にあつては、指針に適合するものであること。（高度型については別途性能要件あり） 《補助対象地域》 県内全域（性能により補助対象地域が異なる） 《補助金額の算定》 補助基本額＝基準額又は実支出額(低い方)×基数 補助金額＝補助基本額×補助率 基準額【個人設置型】（千円） <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">人槽</td></tr><tr><td rowspan="3">設置</td><td>通常型</td><td>国・県</td><td>332</td><td>414</td><td>548</td></tr><tr><td>高度型</td><td>国・県</td><td>360</td><td>462</td><td>585</td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td>～</td><td>～</td></tr><tr><td>高度促進</td><td>高度型(N10)</td><td>県</td><td colspan="3">200</td></tr><tr><td rowspan="3">転換</td><td>撤去費</td><td>国・県</td><td colspan="3">180（単独槽）※</td></tr><tr><td></td><td>国・県</td><td colspan="3">100（汲取）※</td></tr><tr><td>配管工事費</td><td>国・県</td><td colspan="3">300（単独槽）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>国・県</td><td colspan="3">300（汲取）</td></tr></table> ※ 国補基準額は 90 又は 120 千円 注 1 新規設置の場合は別途補助要件あり。 2 通常型は、閉鎖性水域の流域内では補助対象外（県費補助金） 3 高度型の基準額は、閉鎖性水域の流域内のみ適用。また、性能により基準額が異なる。 基準額【市町村設置型】（千円） <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">人槽</td></tr><tr><td rowspan="3">設置</td><td>通常型</td><td>国・県</td><td>837</td><td>1,043</td><td>1,375</td></tr><tr><td>高度型</td><td>国・県</td><td>882</td><td>1,080</td><td>1,404</td></tr><tr><td></td><td></td><td>～</td><td>～</td><td>～</td></tr><tr><td>転換</td><td colspan="5">（個人設置型と同じ）</td></tr></table> 注 1 地域要件等については個人設置型と同じ 2 高度型の基準額は、性能により異なる。 3 複数戸が接続する共同浄化槽を設置する場合は、別途管渠設置費の上乗せ補助あり。			人槽			設置	通常型	国・県	332	414	548	高度型	国・県	360	462	585			～	～	～	高度促進	高度型(N10)	県	200			転換	撤去費	国・県	180（単独槽）※				国・県	100（汲取）※			配管工事費	国・県	300（単独槽）					国・県	300（汲取）					人槽			設置	通常型	国・県	837	1,043	1,375	高度型	国・県	882	1,080	1,404			～	～	～	転換	（個人設置型と同じ）					○国補は、複数の事業で承認を受けることが可能であり、他事業との流用可 （循環交付金） 浄化槽、廃棄物処理施設、リサイクル施設 （地方創生汚水処理施設整備推進交付金） 浄化槽、農業集落排水処理施設、下水道 ○循環交付金は、浄化槽以外の廃棄物処理施設等についても交付を受ける場合、循環型社会推進課が一括して対応している。
				人槽																																																																													
設置	通常型	国・県	332	414	548																																																																												
	高度型	国・県	360	462	585																																																																												
			～	～	～																																																																												
高度促進	高度型(N10)	県	200																																																																														
転換	撤去費	国・県	180（単独槽）※																																																																														
		国・県	100（汲取）※																																																																														
	配管工事費	国・県	300（単独槽）																																																																														
		国・県	300（汲取）																																																																														
		人槽																																																																															
設置	通常型	国・県	837	1,043	1,375																																																																												
	高度型	国・県	882	1,080	1,404																																																																												
			～	～	～																																																																												
転換	（個人設置型と同じ）																																																																																
根拠法令等	○県費補助金：千葉県生活排水対策浄化槽推進事業費補助金交付要綱（千葉県）、浄化槽法、水質汚濁防止法 ○循環交付金：循環型社会形成推進交付金交付要綱（環境省）、廃棄物処理法 ○污水交付金：地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱(農林水産省、国土交通省、環境省)、地域再生法 ○循環交付金、污水交付金：浄化槽設置整備事業実施要綱、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律			令和 5 年度度実施市町村数（実績） 補助実施市町村 国：千葉市外 49 団体（34 市、16 町） 県：銚子市外 48 団体（33 市、16 町） 高度型補助 国：千葉市外 26 団体（23 市、4 町） 県：市川市外 25 団体（22 市、4 町） 転換補助 （単独）国：千葉市外 42 団体（32 市、11 町） 県：銚子市外 44 団体(32 市、13 町) （汲取）国：千葉市外 33 団体（25 市、9 町） 県：銚子市外 35 団体（25 市、11 町） 令和 6 年度度実施市町村数（見込） 補助実施市町村 国：千葉市外 50 団体（34 市、16 町、1 村） 県：銚子市外 49 団体（33 市、16 町、1 村） 高度型補助 国：千葉市外 26 団体（22 市、5 町） 県：市川市外 25 団体（21 市、5 町） 転換補助 （単独）国：千葉市外 45 団体(32 市、14 町) 県：銚子市外 47 団体(32 市、16 町) （汲取）国：千葉市外 33 団体(25 市、9 町) 県：銚子市外 34 団体(25 市、10 町)																																																																													
請時期・手続き等	4	内示	内示額の増減要望調査（年 2 ～ 4 回）	事例等	対象市町村等数	※																																																																											
	5																																																																																
	6																																																																																
	7																																																																																
	8																																																																																
9	内示額の増減要望調査（年 2 ～ 4 回）	実施市町村等数（6 年度）	国 51 県 50																																																																														
10																																																																																	
11																																																																																	
12																																																																																	
1																																																																																	
2	翌年度補助要望調査（国）	補助率・額	設置補助： ①個人設置型：国庫補助※、県単補助とも 1/3 ②市町村設置型：国庫補助※1/3、県単補助 4/30 高度促進補助：県単補助 1/2 転換補助：国庫補助※1/3 県単補助 国庫補助分を差し引いた額の 1/2（配管工事費は 100 千円/基を補助額の上限とする） ※別途要件を満たした場合、国庫補助 1/2	備考 ※補助要件に該当する市町村（県費補助金については、政令指定都市を除く） 個人設置型： 地方負担額の最大 8 割に地方交付税措置 市町村設置型： 下水道事業債充当可能 市町村負担額的全額 地方債元利償還金の 5 割に地方交付税措置																																																																													
3	翌年度補助要望調査（県）																																																																																
4	実績報告																																																																																
5																																																																																	

助成事業名	地下水汚染防止対策事業補助
-------	---------------

国補・県単別	県単	分類	5－2	県主管課	水質保全課	室等	地質汚染対策班	内線	3812
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	トリクロロエチレン等による地下水の汚染を防止するため、市町村が行う地下水汚染防止対策事業に対して助成する制度である。			補助対象事業・補助基準等	補助対象事業 1 汚染機構解明調査事業 2 汚染除去対策事業	留意事項	補助金の交付を希望する場合は、前年度の早い時期（４、５月頃）に事前相談ください。				
	根拠法令等	地下水汚染防止対策事業補助金交付要綱									
申請時期・手続き等	4	}	交付申請			事例等	令和４年度実施市町村 1 汚染機構解明調査事業（９市、２町） 佐倉市外１０市町 2 汚染除去対策事業（８市、１町） 成田市外８市町				
	5						令和５年度実施市町村 1 汚染機構解明調査事業（９市、２町） 佐倉市外１０市町 2 汚染除去対策事業（８市、１町） 成田市外８市町				
	6						令和６年度実施市町村 1 汚染機構解明調査事業（９市、１町） 佐倉市外９市町 2 汚染除去対策事業（８市、１町） 成田市外８市町				
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12						対象市町村等数 4 8				
	1						実施市町村（６年度） 1 5				
	2										
	3										
4											
5											
				補助率・額	5 0 %	備考	※対象市町村等数については、水質汚濁防止法の政令市を除く。				

助成事業名	PFOS 等に係る地下水汚染防止対策事業補助
-------	------------------------

国補・県単別	県単	分 類	5－3
事業実施主体	市町村		

県 主 管 課	水質保全課	室等	地質汚染対策班	内 線	3812
関係省庁名					

事業の目的・概要	PFOS 及び PFOA による地下水の汚染を防止するため、市町村が行う地下水汚染防止対策事業に対して助成する制度である。		補助対象事業	1 汚染機構解明調査事業 2 汚染除去対策事業	留意事項	補助金の交付を希望する場合は、前年度の早い時期（４、５月頃）に事前相談ください。	
	根拠法令等	PFOS 等に係るに地下水汚染防止対策事業補助金交付要綱					
申請時期・手続き等	4	} 交付申請	事業・補助基準等		事例等	令和 6 年度実施市町村 1 汚染機構解明調査事業（５市、１町） 柏市外 4 市町 2 汚染除去対策事業 なし	
	5						
	6						
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
4	実績報告 （事業完了後、1 か月以内） 請求書提出		補助率・額	5 0 %	備考		
5							

助成事業名	自然環境整備交付金事業（国定公園施設整備事業・首都圏自然歩道整備事業）
-------	-------------------------------------

国補・県単別	国補	分類	5－4	県主管課	自然保護課	室等	施設管理班	内線	2059
実施事業主体	市町				関係省庁名	環境省			

事業の目的・概要	地域特性を生かした自然とのふれあいの場の整備を実施し、国定公園等の整備を効果的に推進することにより、自然と共生する社会の実現を図ることを目的とする。	交付金対象事業・交付基準等	○交付対象事業 千葉県自然環境整備交付金事業交付取扱要領に定める施設の整備 主な対象施設 1. 国定公園区域内の施設 (自然公園法第2条第6号に該当するもの) 道路(車道・歩道) 橋 園地 避難小屋 休憩所 野営場 駐車場 栈橋 給水施設 排水施設 公衆便所 博物展示施設 2. 首都圏自然歩道の歩道施設 ○交付期間 概ね3年～5年	留意事項	・国の要綱等の改正等により、交付の条件を変更することがある。				
根拠法令等	・自然公園法 ・千葉県自然環境整備交付金事業交付金交付要綱 ・千葉県自然環境整備交付金事業交付取扱要領		令和4年度実施市町 実施なし 令和5年度実施市町 実施なし 令和6年度実施市町 実施なし						
申請時期・手続き等	4 5 本年度交付金交付申請 6 7 翌年度実施計画要望ヒアリング 8 本年度交付金交付決定・翌年度概算要望 9 10 11 12 1 2 3 翌年度予算成立・実績報告 4 額の確定 5		交付額	総事業費の45%以内	事例等	<table><tr><td>対象市町村等数</td><td>27</td></tr><tr><td>実施市町村等数(6年度)</td><td>—</td></tr></table>	対象市町村等数	27	実施市町村等数(6年度)
対象市町村等数	27								
実施市町村等数(6年度)	—								
				備考	対象市町村等数は、交付金対象事業に定めのある施設を有する団体数である。				

助成事業名	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）
-------	---------------------------------

国補・県単別	国補	分類	5－5	県主管課	自然保護課	室等	鳥獣対策班	内線	2058
実施事業主体	地域協議会、市町村			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき実施する捕獲活動に対して支援する。		補助対象事業・補助基準等	1 ソフト対策 (1) 事業内容 ①有害捕獲に係る捕獲活動経費 ②捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合は除く） ③捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費 ④支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費 (2) 事業実施主体 地域協議会及び市町村（協議会の構成員に限る。）		留意事項	鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画が作成されている市町村が対象で、かつ国が指定する期間内に事業要望することが必要。	
	根拠法令等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における留意事項について		令和4年度実施市町等（14市4町） 市原市外17市町 令和5年度実施市町等（14市4町） 市原市外17市町 令和6年度実施市町等（14市4町） 市原市、成田市、印西市、香取市、茂原市、長柄町、勝浦市、いすみ市、御宿町、大多喜町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市				
申請時期・手続き等	4	国の割当内示	補助率・額	1-(1)-①（上限単価） ○イノシシ、シカ（幼獣は除く） 食肉処理等のための施設において 搬入確認した場合 9,000円 焼却処分等のための施設において 搬入確認した場合 8,000円 ・上記以外のイノシシ 8,000円 ・上記以外のシカ 7,000円 ○サル（幼獣は除く） 8,000円 ・○その他の獣類 1,000円 ○鳥類（卵の採取を含む） 200円 1-(1)-②～④（定額）		事例等 <		

助成事業名	有害鳥獣捕獲個体処理施設整備支援事業
-------	--------------------

国補・県単別	国補	分類	5－6	県主管課	自然保護課	室等	鳥獣対策班	内線	2058
実施事業主体	地域協議会、市町村			関係省庁名	農林水産省				

事業の目的・概要	捕獲従事者が行う捕獲個体の埋設や解体・運搬等の作業負担を軽減するため、市町村等が減容化処理施設等を整備する場合に国補助（鳥獣被害防止総合対策交付金）に加えて上乗せ補助を行うとともに、市町村等が一時保管設備を購入する場合に県単独で補助する。			補助対象事業・補助基準等	1 ハード対策 (1) 事業内容 ①処理加工施設 （焼却するための施設（減容化のための施設を含む。）に限る。） ②捕獲鳥獣一時保管設備 （保管用冷蔵庫、冷凍庫） (2) 事業実施主体 地域協議会及び市町村（協議会の構成員に限る。）	留意事項	鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画が作成されている市町村が対象で、かつ国が指定する期間内に事業要望することが必要。																	
	根拠法令等	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領					令和4年度実施市町等 いすみ市：捕獲鳥獣一時保管設備 館山市：処理加工施設 令和5年度実施市町等 なし 令和6年度実施市町等 なし																	
申請時期・手続き等	<table><tr><td>4</td><td rowspan="4">交付金交付申請</td></tr><tr><td>5</td></tr><tr><td>6</td></tr><tr><td>7</td></tr><tr><td>8</td><td rowspan="4">交付金交付決定</td></tr><tr><td>9</td></tr><tr><td>10</td></tr><tr><td>11</td></tr><tr><td>12</td><td rowspan="4">実績報告額の確定</td></tr><tr><td>1</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>3</td></tr><tr><td>4</td></tr></table>			4	交付金交付申請	5	6	7	8	交付金交付決定	9	10	11	12	実績報告額の確定	1	2	3	4	補助率・額	1-(1)-① 補助率 7/10 以内*、6.5/10 以内 ※地域振興立法5法指定地域のみ。 1-(1)-② 補助率 1/2 以内 （ただし、1市町村あたり3基までとし、1基あたりの事業費上限2,000千円とする。）	事例等	対象市町村等数 45	
	4	交付金交付申請																						
5																								
6																								
7																								
8	交付金交付決定																							
9																								
10																								
11																								
12	実績報告額の確定																							
1																								
2																								
3																								
4																								
実施市町村等数（6年度） 0																								
※事業を追加する場合は随時申請。					備考	対象市町村数：鳥獣被害防止特措法に基づく「被害防止計画」策定市町村																		

助成事業名	狩猟免許取得促進事業補助
-------	--------------

国補・県単別	県単	分類	5－7	県主管課	自然保護課	室等	狩猟・保護班	内線	2972
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業概要	野生鳥獣による被害軽減及び適正な保護管理を推進するため、市町村が行う捕獲事業に関連した狩猟免許（わな猟免許）の取得に係る経費について市町村と協調補助し、野生獣の捕獲従事者の確保・育成を促進することを目的とする。	補助対象事業・補助基準等	○補助対象事業 野生鳥獣による農林産物被害を防止するため、市町村が実施する次の事業に係る経費を助成する。 ・狩猟免許（わな猟免許）取得促進事業 市町村が行う捕獲事業に関連した狩猟免許（わな猟免許）の取得に係る経費について、市町村が補助する事業。	留意事項	対象市町村等数は、鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画を策定している市町村数である （令和5年4月）				
根拠法令等	狩猟免許取得促進事業補助金交付要綱		○補助基準 ①鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画を作成すること。 ②市町村が補助しようとする狩猟免許（わな猟免許）取得者が市町村の行う捕獲事業の従事者となること。 ③事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画を作成し、知事の承認を受けること。	事例等	令和3年度実施市町村（12市2町） 館山市、木更津市、市原市、君津市、富津市、印西市、南房総市、香取市、佐倉市、勝浦市、鴨川市、鋸南町、富里市、長柄町 令和4年度実施市町（14市4町） 千葉市、館山市、木更津市、佐倉市、東金市、勝浦市、市原市、鴨川市、富津市、袖ヶ浦市、富里市、南房総市、香取市、芝山町、御宿町、鋸南町、八街市、長柄町 令和5年度実施市町（14市4町） 千葉市、館山市、佐倉市、東金市、勝浦市、市原市、君津市、鴨川市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、多古町、大多喜町、御宿町、鋸南町				
申請時期・手続き等	4 5 補助金交付申請 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 補助金交付決定、実績報告 4 額の確定		市町村助成額の2分の1と補助対象経費（わな猟免許の新規取得に要した費用、初心者狩猟講習会受講料及び狩猟免許試験申請費用の合計、最大15,200円）の3分の1とを比較して、いずれか少ない方の額。		備考	<table><tr><td>対象市町村等数</td><td>45</td></tr><tr><td>実施市町村等数（5年度）</td><td>18</td></tr></table>	対象市町村等数	45	実施市町村等数（5年度）
対象市町村等数	45								
実施市町村等数（5年度）	18								

助成事業名	野生獣管理事業補助金
-------	------------

国補・県単別	県単	分 類	5－8	県 主 管 課	自然保護課	室等	鳥獣対策班	内 線	2058
事業実施主体	市町村				関係省庁名				

事業の目的・概要	房総丘陵を中心に生息する野生獣の適正な管理を行うことにより、野生獣による農作物被害の軽減を図るため、市町村が実施する野生獣の捕獲に係る経費を補助する。		補助対象事業	○補助対象事業 市町村が実施する有害鳥獣捕獲事業に係る経費を助成する。 ①対象獣種 サル、ニホンジカ、イノシシ、キョン、ハクビシン、アライグマ	留意事項	鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画を作成（変更）済みであるか、事業年度内に作成（変更）することが確実であること。	
	野生獣管理事業補助金交付要綱 野生獣管理事業補助金における留意事項について			○補助基準 ①対象鳥獣に係る農林業被害等があること。 ②鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画を作成すること。 ③事業を実施しようとする市町村長は、事業実施計画を作成し、知事の承認を受ける。		令和４年度実施市町村（24市、10町） 千葉市外 33 市町 令和５年度実施市町村（24市、10町） 千葉市外 33 市町 令和６年度実施市町村（24市、10町） 千葉市、市原市、八千代市、野田市、成田市、佐倉市、四街道市、印西市、香取市、多古町、東庄町、銚子市、旭市、東金市、山武市、大網白里市、芝山町、茂原市、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	
申請時期・手続き等	4	補助金交付申請	補助基準等		事例等		
	5						
	6	交付決定					
	7						
	8						
	9						
	10	進捗状況報告					
	11						
	12						
	1					補助率・額	（捕獲経費助成） 1／2以内等 ただし、 定額＋捕獲頭数×単価の範囲内 定額：イノシシ・シカ・サル２０万円、サル（生体１０頭以下）５万円、（生体１０頭超）１０万円・ハクビシン・アライグマ５万円 単価：サル７千円、サル（生体）１４千円、シカ６千円、イノシシ４．６千円、キョン５千円、ハクビシン・アライグマ２千円
2							
3	実績報告						
4							
5	額の確定						

助成事業名	住宅用設備等脱炭素化促進事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分 類	5－9	県主管課	温暖化対策推進課	室等	企画調整班	内 線	4645
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等の導入を促進する。		補助対象事業	○補助対象事業 市町村が行う以下の住宅用設備等の設置費補助事業。 ・家庭用燃料電池システム ・定置用リチウムイオン蓄電システム ・窓の断熱改修 ・電気自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・V2H 充放電設備 ・集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料作成	留意事項	
	根拠法令等	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱				
申請時期・手続き等	4	内示 (事業実施) 交付申請（市町村） 交付決定（県） 実績報告（市町村） 補助額確定（県）	補助基準	○補助基準 千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号）及び千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付。	事例等	当該補助金を活用した補助事業について、令和 6 年度は 5 4 市町村で補助が実施されている。 令和 4 年度実施市町村（3 6 市、1 4 町、1 村） ・定置用リチウムイオン蓄電システム 千葉県外 5 0 団体 ・それ以外の住宅用設備 千葉県外 4 8 団体 令和 5 年度実施市町村（3 7 市、1 6 町、1 村） ・定置用リチウムイオン蓄電システム 千葉県外 5 3 団体 ・それ以外の住宅用設備 千葉県外 5 2 団体 令和 6 年度実施市町村（3 7 市、1 6 町、1 村） ・定置用リチウムイオン蓄電システム 千葉県外 5 3 団体 ・それ以外の住宅用設備 千葉県外 5 3 団体
	5					
	6					
	7					
8			補助率・額	補助単価上限 ○家庭用燃料電池システム 10 万円/件 ○定置用リチウムイオン蓄電システム 7 万円/件 ○窓の断熱改修 8 万円/件（補助率 1/4） ○電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 太陽光、V2H 併設 15 万円/件 太陽光併設 10 万円/件 ○V2H 充放電設備 25 万円/件（補助率 1/10） ○集合住宅用充電設備 住民のみ利用可能な場合 50 万円/件（補助率：国補助の 1/3） 住民以外も利用可能な場合 100 万円/件（補助率：国補助の 2/3） ○住民の合意形成のための資料作成 10 万円/件	備考	
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
4						
5						

助成事業名	循環型社会形成推進交付金
-------	--------------

国補・県単別	国補	分 類	５－１０	県 主 管 課	循環型社会推進課	室等	資源循環企画室	内線	２７５９
事業実施主体	市町村・一部事務組合			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等の実施に要する経費に対して、国が交付する交付金。 なお、事業等の実施にあたっては、循環型社会形成推進基本法第15条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画に基づくこと。		補助対象事業・補助基準等	《交付対象地域》 人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域を構成する市町村等（過疎地域及び半島地域等は、人口及び面積要件はない。） 《交付対象施設》 循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象 1. マテリアルリサイクル推進施設 2. エネルギー回収型廃棄物処理施設 3. 高効率ごみ発電施設※1 4. 廃棄物運搬中継施設 5. 有機性廃棄物リサイクル推進施設 6. 最終処分場 （可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く） 7. 最終処分場再生事業 8. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3） 9. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）※2 10. 漂流・漂着ごみ処理施設 11. コミュニティ・プラント 12. 浄化槽設置整備事業 13. 公共浄化槽等整備推進事業 14. 施設整備に関する計画支援事業 15. 長期広域化・集約化計画策定支援事業 ※1：H25 までに着手している場合に限る ※2：し尿処理施設に限る 《交付金の額の算定》 循環型社会形成推進交付金＝ 交付基本額 × 交付率	留意事項 事例等	令和4年度実施市町村（11市5組合） 千葉市、銚子市、市川市、市原市、南房総市、習志野市、館山市、市原市、鴨川市、富津市、八街市、長生郡市広域市町村圏組合（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）、東金市外三市町清掃組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町）、山武郡市環境整備組合（山武市、芝山町、横芝光町）、東総地区広域市町村圏事務組合（銚子市、匝瑳市、旭市）、香取広域市町村圏事務組合（香取、芝山町、多古町） 令和5年度実施市町村（12市4組合） 千葉市、銚子市、市川市、館山市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、我孫子市、富津市、八街市、南房総市、東金市外三市町清掃組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町）、山武郡市環境衛生組合（山武市、芝山町、横芝光町）、長生郡市広域市町村圏組合（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）、東総地区広域市町村圏事務組合（銚子市、匝瑳市、旭市） 令和6年度実施市町村（1県6市5組合） 千葉県、千葉市、市川市、松戸市、習志野市、富津市、南房総市、東金市外三市町清掃組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町）、印西地区衛生組合（印西市、栄町）、長生郡市広域市町村圏組合（茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）、東総地区広域市町村圏事務組合（銚子市、匝瑳市、旭市）、山武郡市環境衛生組合（山武市、芝山町、横芝光町） ※内示が出ている事業主体を計上 ※浄化槽整備は水質保全課が所管	
	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・循環型社会形成推進交付金交付要綱			対象市町村等数		70	
				実施市町村等数（6年度）		12	
根拠法令等	申請時期・手続き等	（当該年度） ----- 1 循環型社会形成推進地域計画提出要望額調査回答 2 循環型社会形成推進地域計画承認 ----- 3 予算内示 4 申請書提出 5 6 7 8 交付決定 9 10 11 12 1 実績報告 2 3 ※追加予算要望額調査は令和5年度から1回です。 ※循環型社会形成推進地域計画の新規・変更については、随時受け付けます。	補助率・額	《交付基本額×1/3》 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・高効率ごみ発電施設 ・廃棄物運搬中継施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・最終処分場 ・最終処分場再生事業 ・廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ・漂流・漂着ごみ処理施設 ・コミュニティ・プラント ・浄化槽設置整備事業 ・公共浄化槽等整備推進事業 ・施設整備に関する計画支援事業 《交付基本額×1/2》 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る） ・高効率ごみ発電施設 （高効率発電に必要な設備に限る） ・廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ・浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備促進事業のうち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業 ・長期広域化・集約化計画策定支援事業	備考	令和4年度の要綱改正において、交付対象事業者の範囲に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村が追加された。 対象市町村数等：1県、54市町村、15一般廃棄物関係一部組合	

助成事業名	廃棄物処理施設整備交付金
-------	--------------

国補・県単別	国補	分類	5－11	県主管課	循環型社会推進課	室等	資源循環企画室	内線	2759
事業実施主体	市町村・一部事務組合			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向け、平時からの備えとしての地域の廃棄物処理施設を強化する事業等の実施に対して、国が交付する交付金。 なお、事業等の実施にあたっては、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」で定める循環型社会形成推進地域計画及び災害廃棄物対策指針等を踏まえた災害廃棄物処理計画に基づくこと。			補助対象事業・補助基準等	《交付対象地域》 人口 5 万人以上又は面積 4 0 0 km ² 以上の地域を構成する市町村等（過疎地域及び半島地域等は、人口及び面積要件はない。） 《交付対象施設》 1. マテリアルリサイクル推進施設 2. エネルギー回収型廃棄物処理施設 3. 高効率ごみ発電施設※ 1 4. 廃棄物運搬中継施設 5. 最終処分場 （可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く） 6. 最終処分場再生事業 7. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 3） 8. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率 1 / 2）※ 2 9. 施設整備に関する計画支援事業 10. 災害廃棄物処理計画策定支援事業 ※1：H25までに着手している場合に限る ※2：し尿処理施設に限る 《交付金の額の算定》 廃棄物処理施設整備交付金＝ 交付基本額 × 交付率	留意事項		
	根拠法令等	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物処理施設整備交付金交付要綱				令和 4 年度実施市町村（3 市 1 組合） 市原市、柏市、我孫子市、印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市、栄町） 令和 5 年度実施市町村（2 市 1 組合） 市原市、柏市、印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市、栄町） 令和 6 年度実施市町村（2 市 2 組合） 成田市、市原市、印西地区環境整備事業組合（印西市、白井市、栄町）、東総地区広域市町村圏事務組合（銚子市、旭市、匝瑳市）		
申請時期・手続き等	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3	(当該年度) ----- 循環型社会形成推進地域計画提出要望額調査回答 ----- 循環型社会形成推進地域計画承認 ----- 予算内示 ----- 申請書提出 ----- 交付決定 ----- 実績報告 ※追加予算要望額調査は令和 5 年度から 1 回です。 ※循環型社会形成推進地域計画の新規・変更については、随時受け付けます。	補助率・額	《交付基本額× 1 / 3》 ・ マテリアルリサイクル推進施設 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設 ・ 廃棄物運搬中継施設 ・ 高効率ごみ発電施設 ・ 最終処分場 ・ 最終処分場再生事業 ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ・ 施設整備に関する計画支援事業 ・ 災害廃棄物処理計画策定支援事業 《交付基本額× 1 / 2》 ・ エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限る） ・ 高効率ごみ発電施設 （高効率発電に必要な設備に限る） ・ 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	備考	令和 4 年度の要綱改正において、交付対象事業者の範囲に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 2 条第 3 項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うことを計画している市町村が追加された。 対象市町村数等：1 県、54 市町村、15 一般廃棄物関係一部組合		
				対象市町村等数		7 0		
				実施市町村等数（6 年度）		4		

助成事業名	二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）
-------	--

国補・県単別	国補	分類	5-13	県主管課	循環型社会推進課	室等	資源循環企画室	内線	2759
事業実施主体	市町村・一部事務組合			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制を図るために、廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を行う事業に要する経費の一部に補助金を交付するもの。			補助対象事業・補助基準等	《交付対象地域》 人口5万人以上又は面積400km ² 以上の地域を構成する市町村等（過疎地域及び半島地域等は、人口及び面積要件はない。） 《交付対象事業》 1. 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業 2. 環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画等に基づくエネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業 3. 電線、変圧器等廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備等を導入する事業 4. 熱導管等廃棄物の焼却により生じた熱を利活用するための設備を導入する事業 5. 廃棄物焼却施設からの余熱や発電した電気を地域において有効利用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行い事業としての実現可能性を調査する事業 《補助金の額の算定》 二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金＝交付基本額 × 交付率	留意事項			
根拠法令等	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱 ・廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領				事例等				
申請時期・手続き等	(当該年度) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 循環型社会形成推進地域計画提出要望額調査回答 循環型社会形成推進地域計画承認 交付申請 申請書提出 交付決定 実績報告 ※追加予算要望額調査は例年2回程度あります。 ※循環型社会形成推進地域計画の新規・変更については、随時受け付けます。				補助率・額	《交付基本額×1/3》 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業 《交付基本額×1/2》 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の新設に関する事業（高効率エネルギー回収に必要な設備に限る） ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する事業 詳細は、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領を参照してください。	備考		
令和4年度実施市町村（1市1組合） 浦安市、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合（柏市、白井市、鎌ヶ谷市） 令和5年度実施市町村（3市） 柏市、流山市、浦安市 令和6年度実施市町村（3市） 柏市、流山市、浦安市									
<table><tr><td>対象市町村等数</td><td>70</td></tr><tr><td>実施市町村等数（6年度）</td><td>3</td></tr></table>						対象市町村等数	70	実施市町村等数（6年度）	3
対象市町村等数	70								
実施市町村等数（6年度）	3								
令和4年度の要綱改正において、交付対象事業者の範囲に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村が追加された。 対象市町村数等: 1県、54市町村、15一般廃棄物関係一部組合									

国補・県単別	その他	分 類	5－14
事業実施主体	市町村等		

県 主 管 課	循環型社会推進課	室等	環境保全活動推進班	内 線	2760
関係省庁名	(一財)千葉県環境財団				

助成事業名	「ちば環境再生基金」 負の遺産対策事業				
-------	---------------------	--	--	--	--

国補・県単別	その他	分 類	5－15	県 主 管 課	循環型社会推進課	室等	環境保全活動推進班	内 線	2760
事業実施主体	千葉県、市町村			関係省庁名	(一財)千葉県環境財団				

事業の目的・概要	この事業は、(一財)千葉県環境財団が管理運営する「ちば環境再生基金」の事業として実施されるものである。 不法に投棄された廃棄物や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45 年法律第 137 号) (以下「廃棄物処理法」という。) による規制以前に行われた廃棄物の処分等 (以下「負の遺産」という。) によって県民生活に支障が生じ又は生じるおそれがある場合において、負の遺産の除去等の対策を促進し、生活環境を保全するために要する経費について助成する。		補助対象事業・補助基準等	助成の対象となる事業は、次の各号の一に該当する負の遺産による支障を除去する事業であって、緊急に対応しなければ、県民の生活環境に影響を及ぼす若しくは及ぼすおそれがあると認められるもの又は現に県民の公衆衛生に影響を及ぼしているもの若しくは及ぼすおそれがあると認められるもの、自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼす若しくはおそれがあると認められるものとする。 (1) 廃棄物の不法投棄の除去等 (2) 廃棄物による汚染防止のための措置 (3) 廃棄物による周辺環境への危険防止のための措置 (4) その他、基金が認める事業	留意事項				
根拠法令等	負の遺産対策事業助成金交付要綱			次の審査基準に基づき、審査するものとする。 (1) 生活環境保全上、対策の緊急性が極めて高いこと。または公衆衛生上の支障の除去が必要であること。 (2) 自然環境の保全又は県民の自然環境利用上、対策の必要性が高いこと。 (3) 負の遺産に関する原因の究明が十分行われていること。 (4) 不法投棄の場合、処理責任を有する者の究明が十分に行われており、この者が不明又は経済的能力が不足していて、適切な処理を行うことができないと認められること。 (5) 申請者において、事前に支障の状況把握が行われていること。 (6) 関係者の協力体制が十分整っていること。 (7) 事業実施に当り地権者が事業の趣旨を十分理解し、事業実施後の管理を適正に行うことについて了承していること。 (8) 予算の範囲内であること。		事例等	令和4 年度実施市町村 実施なし 令和5 年度実施市町村 実施なし 令和6 年度実施市町村 実施なし		
申請時期・手続き等	4			補助率・額	1 緊急に対応しなければ、県民の生活環境に影響を及ぼす又は及ぼすおそれがあると認められるもの。 (1) 産業廃棄物について、県、千葉市、船橋市または柏市が事業を実施する場合については2分の1 以内 (2) 千葉市、船橋市または柏市以外の市町村が事業を実施する場合については1 0 分の9 以内 2 現に県民の公衆衛生に影響を及ぼしているもの又は及ぼすおそれがあると認められるものについては2 分の1 以内 3 自然の荒廃又は県民の自然環境の利用に影響を及ぼす若しくはおそれがあると認められるものについては4 分の3 以内で上限2 0 0 万円		備考	対象市町村数	
	5 交付申請 (第1 回)		実施市町村等数 (6 年度)					—	
	6								
	7 審査 交付決定								
	8								
	9								
	1 0 交付申請(第2 回)								
	1 1 審査 交付決定								
	1 2								
	1								
2 実績報告 額の確定									
3 交付請求									
4									
5									
※審査は、ちば環境再生推進委員会に設置された負の遺産部会が行う。									

国補・県単別	その他	分 類	5－17	県 主 管 課	循環型社会推進課	室等	環境保全活動推進班	内 線	2760
事業実施主体	市町村・高校・大学等			関係省庁名	(一財)千葉県環境財団				

助成事業名	「ちば環境再生基金」廃食油燃料利用促進プロジェクト事業
-------	-----------------------------

国補・県単別	その他	分類	5-18	県主管課	循環型社会推進課	室等	環境保全活動推進班	内線	2760
事業実施主体	市町村・町内会・自治会等	関係省庁名	(一財)千葉県環境財団						

事業の目的・概要	この事業は、(一財)千葉県環境財団が管理運営する「ちば環境再生基金」の事業として実施されるものである。 県民参加により資源循環・地球温暖化対策の推進を図るため、家庭等で使用済みとなった廃食油の石油代替燃料(バイオ燃料)リサイクルを促進することにつながる廃食油回収活動に対し、その経費の一部を助成する。		補助対象事業・補助基準等	廃食油燃料利用促進プロジェクトの参加団体は、次に掲げるものとする。 1 廃食油回収団体 廃食油を資源物として回収する回収拠点を整備し、地球温暖化対策や資源循環型社会づくりの推進を目指す団体であって、本プロジェクト事業の実施にあたって営利を目的としない県内の市町村または町内会、自治会、廃食油回収活動する環境保全団体等 2 廃食油収集団体 廃食油回収拠点から廃食油を資源物として収集し、収集した廃食油を廃食油燃料精製事業者への廃食油輸送に協力している県内の団体 審査項目 ・廃食油回収計画の実現性 ・収支計画の合理性 ・回収活動の継続性 等	留意事項					
	根拠法令等	廃食油燃料利用促進プロジェクト事業実施・助成要綱								
申請時期・手続き等	4	↑ 審査・助成決定 ↓	翌年度事業交付申請	補助率・額	事例等	令和4年度実施市町村等 (1町、2団体) ・横芝光町 ※団体については省略				
	5					令和5年度実施市町村等 (1町、2団体) ・横芝光町 ※団体については省略				
	6					令和6年度実施市町村等 (1町、2団体) ・横芝光町 ※団体については省略				
	7									
	8									
9									対象市町村等数	54
10									実施市町村等数(6年度)	3
11								備考	参考HP： https://www.ckz.jp/saisei/jyosei/haisyoku.html	
12										
1										
2										
3										
4										
5						※審査は、ちば環境再生推進委員会に設置された事業推進部会が行う。				

助成事業名	千葉県海岸漂着物地域対策推進事業補助金
-------	---------------------

国補・県単別	国補	分 類	5－19	県 担 当 課	循環型社会推進課	室	環境保全活動推進班	内 線	4144
事業実施主体	市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む）			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	海洋ごみ（海岸漂着物処理推進法第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」から水底土砂を除いたもの）に係る喫緊の問題を解決するため、海洋ごみ対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする以下事業を行う。 ・海洋ごみの回収・処理に係る事業 ・海洋ごみの発生抑制対策に係る事業		補助対象事業・補助基準等	1 補助対象事業 （1）海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 （2）海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究・関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む）	留意事項		
	・海岸漂着物処理推進法 ・千葉県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要綱						
根拠法令等	申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 交付申請 交付決定 前年度事業報告書の提出 ⇕ 翌年度事業要望額調査 翌年度事業内示 翌年度交付申請 完了実績報告書の提出	補助率・額	2 補助基準 千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号)及び千葉県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付。	事例等	令和4年度実施市町村等 大網白里市、御宿町、九十九里町、山武市、館山市、南房総市	
						令和5年度実施市町村等 旭市、山武市、大網白里市、九十九里町、御宿町、鴨川市、鋸南町、館山市、南房総市	令和6年度実施市町村等 旭市、山武市、大網白里市、九十九里町、御宿町、鴨川市、鋸南町、館山市、南房総市
				7 / 10～定額 ※1 過疎地域、半島振興対策実施地域の補助率は8/10。ただし、海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものと思料されるものであると別に定める手続きにより海上保安庁が確認したもの（以下「確認漂着木造船等」という。）を回収・処理する場合は9/10とする。 ※2 ※1以外の地域は、補助率を7/10とする。ただし、確認漂着木造船等を回収・処理する場合は8.5/10とする。 ※3 海洋ごみの回収・処理に係る事業のうち、漂流ごみ等の海からの持ち帰りが無償で行われている事業については、10,000千円を上限として補助対象経費全額を補助する。（それを超える部分は※1又は※2の補助率とする。）。	備考	※原則として千葉県海岸漂着物対策地域計画で定める重点区域 【特別交付税措置】 補助金を受けて実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八（地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱に規定する確認漂着木造船等の回収及び処理に要する経費にあつては一・〇）を乗じて得た額とする。	
						実施市町村等数（6年度）	9

助成事業名	災害等廃棄物処理事業費補助金
-------	----------------

国補・県単別	国補	分 類	5－20	県 担 当 課	循環型社会推進課	室	資源循環企画室	内 線	2758
事業実施主体	市町村・一部事務組合			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。		留意事項				
	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱						
申請時期・手続き等	4	↑ 事業実施 災害等廃棄物処理事業報告 災害査定 限度額通知 交付申請 交付決定 ↓ 実績報告額の確定	補助対象事業・補助基準等	《補助基準》 ○降雨：最大 24 時間雨量が 80mm 以上によるもの ○暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの ○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等	事例等	令和 4 年度実施市町村 なし 令和 5 年度実施市町村 茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長南町、長生郡市広域市町村圏組合 令和 6 年度実施市町村 富津市	
	5						
	6						
	7						
	8						
9	補助率・額		1 / 2	備考	対象市町村等数 6 9		
10					実施市町村等数（6 年度） 1		
11							
12							
1							
2							
3							
4							
5							

助成事業名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金
-------	-------------------

国補・県単別	国補	分 類	5－2 1	県 担 当 課	循環型社会推進課	室	資源循環企画室	内 線	2 7 5 8
事業実施主体	市町村・一部事務組合			関係省庁名	環境省				

事業の目的・概要	災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。			《補助対象事業》 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業及び応急復旧事業。	留意事項				
	根拠法令等	・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱				令和４年度実施市町村 なし 令和５年度実施市町村 長生郡市広域市町村圏組合 令和６年度実施市町村 なし			
申請時期・手続き等	4		補助対象事業・補助基準等	《補助基準》 ○降雨：最大 24 時間雨量が 80mm 以上によるもの ○暴風：最大風速(10 分間の平均風速) 15m/sec 以上によるもの ○高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの 等	事例等				
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	1								
2	実績報告額の確定	補助率・額	1 / 2	備考	対象市町村等数： 5 4 市町村、 1 5 一般廃棄物関係一部事務組合				
3									
4									
5									
						対象市町村等数		6 9	
						実施市町村等数（6 年度）		—	

助成事業名	産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分類	5-22	県主管課	廃棄物指導課	室等	監視指導室	内線	2684
実施事業主体	市町村				関係省庁名				

事業目的概要	産業廃棄物の不法投棄に対し、早期発見・早期対応をし、快適な生活環境を保全するために市町村の実施する (1)不法投棄監視員事業 (2)不法投棄防止対策事業 (3)不法投棄監視活動団体支援事業 に対して補助を行い、不法投棄監視体制の強化を図る。	千葉県産業廃棄物不法投棄防止事業総合補助金交付要綱	補助対象事業・補助基準等	(1) 市町村の設置する廃棄物不法投棄監視員制度で、その目的に産業廃棄物の不法投棄監視を含むもの。 不法投棄監視員制度を設置するための経費で、監視員に支払われる委嘱費 (2) 市町村が不法投棄防止対策事業に要した経費（搬入防止柵、監視カメラ設置等） (3) 市町村が住民で組織する不法投棄監視団体の活動費支援のために要した経費	留意事項		
						令和4年度実施市町村（25市、15町、1村） 銚子市外40団体 令和5年度実施市町村（25市、15町、1村） 銚子市外40団体 令和6年度実施市町村（25市、15町、1村） 銚子市外40団体 銚子市、市川市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、八千代市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	
						対象市町村数	51
申請時期・手続き等	4 要綱制定及び通知 5 6 交付申請、交付決定 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 実績報告及び額の確定 5 補助金交付		補助率・額	(1) 1/2 以内 (2) 1/3 以内 (3) 1/2 以内	備考	○千葉県は、政令市であるので対象外。 ○船橋市と柏市は、中核市であるので対象外。 ○監視員制度補助は、平成2年度から補助事業を開始。 それ以外は、平成12年度から補助事業を開始。	
						実施市町村数（6年度）	41

助成事業名	千葉県青少年相談員活動費補助
-------	----------------

国補・県単別	県単	分類	5-23	県主管課	県民生活課	室等	子ども・若者育成支援室	内線	2330
実施事業主体	市町村			関係省庁名					

実施事業主体	市町村	関係省庁名	
--------	-----	-------	--

事業の目的・概要	青少年の健全な育成を図り、青少年相談員活動の促進を図る。	補助対象事業・補助基準等	市町村が当該市町村青少年相談員連絡協議会に補助する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	留意事項						
	千葉県青少年相談員活動費補助金交付要綱		1. 補助対象事業 (1)青少年の日常生活、その他の行動にかかわる相談・助言及び指導事業 (2)青少年相談員活動に必要な会議 (3)青少年健全育成啓発活動事業 (4)社会環境浄化促進活動事業 (5)地域青少年団体加入促進事業 (6)青少年相談員の研修及び講習会 (7)各種行事等における相談員活動事業 (8)その他知事が必要と認める事業		令和4年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体 令和5年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体 令和6年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体					
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	交付申請 交付決定・事業実施 交付請求 《概算払いによる交付》 実績報告 補助金の確定・交付	補助率・額	青少年相談員 一人当たり 年額 5,000円	備考	<table><tr><td>対象市町村数</td><td>54</td></tr><tr><td>実施市町村数（6年度）</td><td>54</td></tr></table>	対象市町村数	54	実施市町村数（6年度）	54
	対象市町村数	54								
実施市町村数（6年度）	54									

市町村が当該市町村青少年相談員連絡協議会に補助する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

留意事項

千葉県青少年相談員活動費補助金交付要綱

対 (3)青少年健全育成啓発活動事業
象 (4)社会環境浄化促進活動事業
事 (5)地域青少年団体加入促進事業
業 (6)青少年相談員の研修及び講習会
・ (7)各種行事等における相談員活動事業
補 (8)その他知事が必要と認める事業

	令和4年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体
事	令和5年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体
例	令和6年度実施市町村 (37市16町1村) 銚子市外53団体
等	

対象市町村数	54
実施市町村数（6年度）	54

申請	4	
清	5	
時	6	
期	7	交付申請
・	8	交付決定・事業実施
手	9	
続	10	交付請求 《概算払いによる交付》
き	11	
等	12	
	1	
	2	
	3	実績報告
	4	
	5	補助金の確定・交付

補助率・額	青少年相談員 一人当たり 年額 5,000円
-------	--------------------------------------

備考	
----	--

助成事業名	青少年補導センター補助
-------	-------------

国補・県単別	県単	分 類	5－24	県主管課	県 民 生 活 課	室等	子ども・若者育成支援室	内 線	2291
事業実施主体	市（政令指定都市を除く）			関係省庁名					

事業の目的・概要	青少年を取り巻く地域の環境浄化と若者の自立を促し、もって青少年の非行防止と健全な育成を期する				留意事項		
	青少年補導センター補助金交付要綱						
根拠法令等					補助対象事業・補助基準等	令和4年度実施市（15市） 船橋市、柏市、松戸市、市川市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、八千代市、流山市、木更津市、我孫子市、浦安市、野田市、茂原市、四街道市	
申請時期・手続き等	4	交付申請	交付決定 交付請求 (概算払いによる交付)	市（政令指定都市を除く）が設置運営する青少年補導センターの実施する社会環境整備活動事業に係る経費を補助する。 1 補助対象事業 (1) 千葉県青少年健全育成条例の周知啓発に係る事業 (2) 有害環境浄化活動に係る事業 (3) 街頭補導活動に係る事業 (4) 青少年及び保護者等からの青少年問題に関する相談業務に係る事業 (5) 不登校児童生徒・非行少年等への自立支援活動に係る事業 (6) その他青少年の非行防止と健全な育成に資する事業 2 補助基準 (1) 活動区域内の人口は原則として7万人以上であること (2) 青少年補導センターの設置場所は、原則として主要盛り場又はこれに近い交通便利な地点にあり、補導室及び事務室等を設けて青少年の補導活動に支障のない設備を有していること (3) 青少年補導センターの円滑な運営を図るため、家庭裁判所、児童相談所、福祉事務所、警察、教育等の関係機関並びに民間有志者で組織する運営協議会が置かれていること (4) 街頭活動等を行う青少年補導員並びに当該青少年補導センターの事務を処理する所長及び職員がいること		令和5年度実施市（15市） 船橋市、柏市、松戸市、市川市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、八千代市、流山市、木更津市、我孫子市、浦安市、野田市、茂原市、四街道市	
	5					令和6年度実施市（15市） 船橋市、柏市、松戸市、市川市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、八千代市、流山市、木更津市、我孫子市、浦安市、野田市、茂原市、四街道市	
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	1						
2							
3							
4	実績報告						
5	補助金の確定						
				補助率・額	対象市町村等数 16		
					実施市町村等数（6年度） 15		
					対象市町村等数については、政令指定都市を除き、補助基準に該当するものの。		

助成事業名	文化芸術創造拠点形成事業
-------	--------------

国補・県単別	国補	分 類	5－25	県 主 管 課	文化振興課	室	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	地方公共団体（都道府県、市町村）			関係省庁名	文化庁				

事業の目的・概要	地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。		補助対象事業・補助基準等	音楽・演劇・舞踊・メディア芸術・障害者芸術等を中心とした地域の文化芸術資源を活用した文化事業で、地方公共団体が主体的に取り組を行い、芸・産学官の全部または一部と連携して実施し、地域文化の振興に資するとともに、地域課題の解決に向けた指標とその目標値を設定し、これに対する検証を行う取組であり、3又は5年の計画とする。	留意事項	・実施計画の初年度の計画が採択されたとしても、次年度以降の採択補助金の交付を保証するものではない。 ・文化庁の他の補助事業に応募することはできない。 ・本事業と芸術文化振興基金ともに採択実なった場合は、どちらかを選択。 ・補助金の交付を受けようとする各地方公共団体は、直接文化庁の応募用Webサイトからへ書類等を提出する。 (都道府県で取りまとめはしない。)	
	根拠法令等	文化芸術創造拠点形成事業交付要綱				事例等	令和4年度実施市町村 ■文化芸術創造拠点形成事業（1市） 松戸市 令和5年度実施市町村 ■文化芸術創造拠点形成事業（2市） 松戸市、浦安市 令和6年度実施市町村 ■文化芸術創造拠点形成事業（2市） 千葉市、松戸市
申請時期・手続き等	4	次年度事業実施申請書提出 次年度助成事業決定			対象市町村等数		54
	5				実施市町村等（6年度）		2
	6						
	7						
	8						
9	補助率・額				・8千万円を上限 ・補助対象経費の1/2以内の額を上限 ・自己負担額の5倍以内の額 ・自己収入額が補助対象経費の1/2を超える場合には補助対象経費から自己収入額を控除した額を上限	備考	
10							
11							
12							
1							
2							
3							
4							
5							

助成事業名	地域の文化・芸術活動助成事業
-------	----------------

国補・県単別	その他	分類	５－２６	県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	地方公共団体、または、指定管理者として指定を受け、公の施設の管理を行う団体、地方公共団体が出資し設置した公益法人、実行委員会等			関係省庁名	(一財) 地域創造				

事業の目的・概要	1. 地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図り、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により、創造性豊かな地域づくりの推進を図ることを目的に、下記４事業に助成。 (1) 創造プログラム 地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業。 (2) 連携プログラム 単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できるもので、本プログラムのために新たに自ら企画し、３以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業。 また、「連携プログラム」実施準備のため、前年度に行う企画調査・連絡調整等の取組のうち、地域創造が特に認めるもの。 (3) 研修プログラム 公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業。 (4) 公立文化施設活性化計画プログラム 公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を記載した計画を策定する事業。	補助対象事業	(1) 創造プログラム（一般） 地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、制作実施する。公演・展覧会事業で、公演、展覧会とは別に、アウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施するもの。発展性、自主性、継続性、制作手法、新規性、会場、入場料などで要件を満たす事業。 対象期間は２か年若しくは３か年。 (各年度の申請を審査したうえで決定) 創造プログラム（企画制作力向上特別分） 都道府県・政令指定都市が行う自主事業の企画制作力の向上や、他施設への波及効果をもたらす単年度の事業を、企画制作力向上特別分として助成する。 (2) 連携プログラム 地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、３以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業で、連携による運営能力向上効果、連携による経費節減効果、新規性、会場、入場料などで要件を満たす事業。 (3) 研修プログラム 地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、実施する実践的な人材育成事業で、自主性対象者、実践性、モデル性などで要件を満たす事業。 (4) 公立文化施設活性化計画プログラム 地方公共団体等が、自ら主体的に企画・実施し、計画を策定する事業で、対象事業やモデル性などで要件を満たす事業。	留意事項	(1) 創造プログラムについては、原則として、同一地方公共団体の重複採択を行わない。 (2) 連携プログラムについては、３以上の地方公共団体等が連携して実施するものであること。		
	根拠法令等		地域の文化・芸術活動助成事業助成要綱		事例等	令和４年度実施市町村等 ■創造プログラム（特別分）（１団体） 公益財団法人千葉県文化振興財団 令和５年度実施市町村等 ■創造プログラム（特別分）（１団体） 公益財団法人 千葉県文化振興財団 令和６年度実施市町村等 ■創造プログラム（特別分）（１団体） 公益財団法人 千葉県文化振興財団 ■創造プログラム（一般分）（１団体） 船橋市	
	申請時期・手続き等		4			基準等	補助率・額
5		実施市町村等（６年度）	２				
6							
7							
8							
申請時期・手続き等	9 次年度事業交付申請	基準等	補助率・額	備考			
	10						
	11						
	12 次年度助成事業内定						
	1						
申請時期・手続き等	2	基準等	補助率・額	備考			
	3						
	4 次年度助成事業決定						
	5						

助成事業名	地域伝統芸能等保存事業		
-------	-------------	--	--

国補・県単別	その他	分類	5－27	県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	都道府県・市町村他			関係省庁名	(一財) 地域創造				

本事業は、地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、地方公共団体等が実施する下記の事業に助成する。		補助対象事業	(1) 映像記録保存事業 市町村が実施する、各地域において、失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）を記録・保存する事業を助成する。		留意事項	【事業実施者】 (1) 映像記録保存事業 市区町村 (2) 保存・継承活動支援事業 市区町村 【申請団体】 (1) 映像記録保存事業 市区町村 (2) 保存・継承活動支援事業 市区町村 【申請要件】 (1) 映像記録保存事業 ・申請は、市区町村1団体あたり1件。 ・令和6年度に本事業に採択されている市区町村は、申請できない。 ・国指定文化財に該当する伝統芸能等については、申請できない。 (2) 保存・継承活動支援事業 ・市区町村において、管内の地域伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等に対する補助金交付要綱等を定めていること。 ・国指定文化財に該当する伝統芸能等については、申請できない。			
事業の目的・概要			(2) 保存・継承活動支援事業 市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）の保存・継承のために活動している団体等への支援事業を助成する。						
※令和6年度まで実施された地方フェスティバル事業の対象としてきた事業は、令和7年度は地域の文化・芸術活動助成事業の創造プログラム一般分、企画制作力向上特別分により助成する。									
根拠法令等	地域伝統芸能等保存事業助成要綱	補助基準等			事例等	令和4年度実施市町村 ■地方フェスティバル事業（3市） 旭市、東金市、我孫子市 ■保存・継承活動支援事業（1市） 東金市 ■映像記録保存事業（1市） 睦沢町 令和5年度実施市町村 ■地方フェスティバル事業（2市） 旭市、我孫子市 ■映像記録保存事業（2市） 館山市、東金市 令和6年度実施市町村 ■地方フェスティバル事業（3市） 旭市、東金市、我孫子市 ■保存・継承活動支援事業（1市） 東金市			
申請時期・手続き等	4							対象市町村数	54
	5								
	6								
	7								
	8								
9	次年度事業交付申請								
10									
11									
12	次年度助成事業内定								
1		補助率・額	(1) 映像記録保存事業 助成対象経費の2／3以内 （200万円を上限） (2) 保存・継承活動支援事業 助成対象経費の1／2以内 （30万円を上限）		備考				
2									
3									
4	次年度助成事業決定								
5									

助成事業名	宝くじ文化公演
-------	---------

国補・県単別	その他	分類	5-28
事業実施主体	市町村		

県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
関係省庁	(一財) 自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業。 交響楽団による演奏会や講演会、演劇などの公演を実施。		補助対象事業・補助基準等	各都道府県内の1事業につき、原則、連続する2日間で、各都道府県内2市町村等の公立文化施設で行う同一内容の公演の実施を要件とする。実施内容は以下に掲げるものとする。 ア 交響楽団等による演奏会 イ 演劇（ミュージカル等を含む） ウ 演奏家等によるリサイタル エ 落語・漫才・奇術等 オ 文化講演会		留意事項	本事業は、原則として、2市町村各1日の連続する2日間で実施する。 主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めること。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載やウェブサイト（ホームページ）への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等、本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図り、入場者は会場となる施設収容人員の80%以上を確保するよう努めること。	
	根拠法令等	宝くじ文化公演事業実施要綱		令和4年度実施市町村（2市） 四街道市・野田市 令和5年度実施市町村（2市・2町） 浦安市・芝山町、多古町・八千代市 令和6年度実施市町村（3市・1村） 東金市・印西市、船橋市・長生村				
申請時期・手続き等	4	補助率・額	【経費負担】 次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担。 会場使用料、音響、照明を含む会場の設備、備品使用料、運営スタッフの費用及び付随経費、ケータリング経費、飾花・花束代、ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費、ピアノ使用料及び調律料、新聞、広報誌等の広報費、入場券の売捌手数料。	対象市町村等数		53		
	5			9 次年度事業実施希望提出	実施市町村等数（6年度）		4	
	6	【入場料金】 1事業につき各都道府県内同一料金に設定するものとし、自治総合センター及び主催者となる地方公共団体とが協議の上、定めることとし、入場料収入（売捌手数料控除後）は、自治総合センターと開催地にそれぞれ50%ずつ帰属する。	備考	対象市町村等数は、政令指定都市を除く。		【宝くじの社会貢献広報】 宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村の発行する広報誌については必ず掲載し、状況に応じ複数号に掲載すること。自治総合センターが示すデザイン（クーちゃんマーク）を可能な限り使用する。		
	7			12 次年度事業実施内定				
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

助成事業名		宝くじふるさとワクワク劇場							
国補・県単別	その他	分類	５－２９						
事業実施主体	市町村			県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
				関係省庁	(一財) 自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業。 落語・漫才、地元の方々も参加する吉本新喜劇のステージなど、お笑いに関する盛りだくさんの公演を実施。			補助対象事業・補助基準等	収容人員が概ね８００人以上の公立の文化施設等で下記事業を実施。 公演時間は、約１４５分（前説・抽選会１５分、休憩１０分を含む）で２部構成とする。 第１部お笑いオンステージ 第２部ほのぼのコメディ劇場	留意事項	主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めること。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載やウェブサイト（ホームページ）への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図り、入場者は会場となる施設収容人員の８０％以上を確保するよう努めること。 第２部「ほのぼのコメディ劇場」の地元出演者については、予め出演希望者を募集し、公演の１～２週間前に応募者全員を対象とした公開オーディションを実施したうえで１０名程度の出演者を選考する。公演当日に２時間程度、出演者とリハーサルを行う。	
	宝くじ文化公演事業実施要綱						令和４年度実施市町村（１件） 勝浦市 令和５年度実施市町村 実施なし 令和６年度実施市町村 実施なし	
申請時期・手続等	4	次年度事業実施希望提出	補助率・額	【経費負担】 次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担。 会場使用料、音響、照明を含む会場の設備、備品使用料、運営スタッフの費用及び付随経費、ケータリング経費、飾花・花束代、ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費、新聞、広報誌等の広報費、地元出演者の募集及び参加に関する経費、入場券の売捌手数料。	事例等	対象市町村等数 53		
	5					実施市町村等数（６年度） —		
	6	次年度事業実施内定		【入場料金】 入場料は一律２，０００円（前売券）とし、入場料収入（売捌手数料控除後）は、自治総合センターと開催地にそれぞれ５０％ずつ帰属する。	備考	対象市町村等数は、政令指定都市を除く。 【宝くじの社会貢献広報】 宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村の発行する広報誌については必ず掲載し、状況に応じ複数号に掲載し、自治総合センターが示すデザイン（クーちゃんマーク）を可能な限り使用する。		
	7					3 次年度事業実施決定		
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4							
	5							

助成事業名	宝くじまちの音楽会	
-------	-----------	--

国補・県単別	その他	分類	５－３０	県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
実施事業主体	市町村			関係省庁名	(一財)自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業。 一流プロによる音楽会。音楽会の中で、地元合唱団等と一流プロとの共演するステージも実施。		補助対象事業	収容人員が概ね８００人以上の公立の文化施設で下記事業を実施。 （令和６年度は以下の演目を実施） 演目１：「南こうせつwithウー・ファン～心のうたコンサート～」 出演者：南こうせつ、伍芳（ウー・ファン） 演目２：「岩崎宏美・岩崎良美～ふれあいコンサート～」 出演者：岩崎宏美、岩崎良美 演目３：「岡村孝子with三浦和人 ～プレミアムな瞬間を重ねて～」 出演者：岡村孝子、三浦和人 公演時間は、約１５０分（それぞれ休憩１５分を含む）で２部構成とし、第２部において出演者と地元合唱団等との共演コーナー（２曲）を設ける。	留意事項	主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めること。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載やウェブサイト（ホームページ）への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図り、入場者は会場となる施設収容人員の８０％以上を確保するよう努めること。			
	宝くじ文化公演実施事業要綱								
申請時期・手続等	4	次年度事業実施希望提出	補助基準等	【経費負担】 次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担。 会場使用料、音響、照明を含む会場の設備、備品使用料、運営スタッフの費用及び付随経費、ケータリング経費、飾花・花束代、ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費、ピアノ使用料及び調律料、新聞、広報誌等の広報費、地元出演者の募集及び参加に関する経費、入場券の売捌手数料。	事例等	令和４年度実施市町村（１件） 旭市			
	5					令和５年度実施市町村（１件） 栄町			
	6					令和６年度実施市町村 実施なし			
	7								
	8								
	9								
	10		次年度事業実施内定	補助率・額	【入場料金】 入場料は２，０００円（前売券）を基準とし、入場料収入（売捌手数料控除後）は、自治総合センターと開催地にそれぞれ５０％ずつ帰属する。	備考	対象市町村等数		５３
	11						実施市町村等数（６年度）		—
	12								
	1						対象市町村等数は、政令指定都市を除く。		
	2						【宝くじの社会貢献広報】 宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村の発行する広報誌については必ず掲載し、自治総合センターが示すデザイン（クーちゃんマーク）を可能な限り使用する。		
	3								
4									
5									

助成事業名	宝くじおしゃべり音楽館		
-------	-------------	--	--

国補・県単別	その他	分類	5－31	県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	市町村			関係省庁名	(一財) 自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業。 愉快なお話を交え、映画音楽やポップスなどの名曲を楽しむコンサートを実施。		補助対象事業	収容人員が概ね８００人以上の公立の文化施設等で下記事業を実施。 出演者は「春風亭小朝、小原孝、島田歌穂及びおしゃべり音楽館ポップスオーケストラ」とする。 公演時間は、約１２０～１５０分（休憩１５分を含む）で２部構成とする。 第２部において、出演者と地元合唱団等との共演コーナーを設けることができる。	留意事項	主催者となる地方公共団体は、本事業を当該団体の自主事業として円滑に実施し、かつ、事業の成果を上げるよう努めること。特に新聞等へのパブリシティや、広報誌への掲載やウェブサイト（ホームページ）への掲載、ポスターの掲出、チラシの配布等本事業の周知及び入場券の売り捌き等を積極的に実施し、入場者の確保を図り、入場者は会場となる施設収容人員の８０％以上を確保するよう努めること。	
	宝くじ文化公演事業実施要綱						
申請時期・手続き等	4	基準等	補助率・額	【経費負担】 次に掲げるものを主催者となる地方公共団体の負担とし、それ以外の経費を原則として自治総合センターが負担。 会場使用料、音響、照明を含む会場の設備、備品使用料、運営スタッフの費用及び付随経費、ケータリング経費、飾花・花束代、ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費、ピアノ使用料及び調律料、新聞、広報誌等の広報費、地元出演者の募集及び参加に関する経費、入場券の売捌手数料。	事例等	令和４年度実施市町村 実施無し 令和５年度実施市町村 実施無し 令和６年度実施市町村 実施無し	
	5						
	6						
	7						
	8						
	9 次年度事業実施希望提出						
	10						
	11						
	12 次年度事業実施内定						
	1					備考	【入場料金】 入場料は２，５００円（高校生以下１，５００円、いずれも前売券）を基準とし、入場料収入（売捌手数料控除後）は、自治総合センターと開催地にそれぞれ５０％ずつ帰属する。
	2	【宝くじの社会貢献広報】 宝くじの社会貢献広報事業として実施するものであることから、主催者となる地方公共団体は、本事業の周知に際し、印刷物等広報媒体に対して宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報に努めること。特に、市町村の発行する広報誌については必ず掲載し、自治総合センターが示すデザイン（クーちゃんマーク）を可能な限り使用する。					
	3 次年度事業実施決定						
	4						
	5						

助成事業名		コミュニティ助成事業（地域の芸術環境づくり助成事業）					
-------	--	----------------------------	--	--	--	--	--

国補・県単別	その他	分類	5－32	県主管課	文化振興課	室等	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	市町村（政令指定都市は除く）、市町村が設置した公の施設の管理を行う団体（指定管理者）、特定公益法人及び実行委員会等			関係省庁名	（一財）自治総合センター				

事業の目的・概要	宝くじの社会貢献広報事業として、地域文化への支援等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。 企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業に助成。	補 助 対 象 事 業 ・ 補 助 基 準 等	地方公共団体等が、自ら主体的に企画し、実施する公演・展覧会事業で、地域の文化資源など地域の独自性を活かすことを要し、公演、展覧会とは別に、アウトリーチや公募型ワークショップなどの「地域交流プログラム」を実施し、自主性、地域性、新規性、会場、入場料などの要件を満たす事業で、下記分野の事業。 （１）音楽分野（オーケストラなどのクラシック、邦楽など） （２）演劇・ダンス分野（演劇、ミュージカル、バレエなど） （３）伝統芸能分野（古典芸能、地域で伝承されている芸能など） （４）美術分野（絵画、彫刻・工芸、写真など） （５）その他（地方公共団体等が制作に関与した映像作品の巡回上映など）	留意事項	地域の芸術環境づくりに資する宝くじの社会貢献広報が行えるものであること。 人材育成を図るコンクル的要素の強い事業、チャリティーを目的とする事業、市民発表会、参加料無料のワークショップのみの事業などは対象としない。 国からの助成を受けないものであること。	
	根拠法令等		コミュニティ助成事業実施要綱			
	申請時期・手続き等		4		補助率・額	【助成上限額】 500万円
5		令和5年度実施市町村（1市） 市原市				
6		令和6年度実施市町村（2市） 市原市、八千代市				
7		対象市町村等数	53			
8		実施市町村等数（6年度）	2			
9	11 次年度事業交付申請	補助率・額	【助成上限額】 500万円	備考	対象市町村等数は、政令指定都市を除く。 【宝くじの社会貢献広報】 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじ広報表示を行う。	
10	3 次年度助成事業決定					
12	4					
1	5					

助成事業名	芸術文化振興基金助成金（地域の文化活動振興等の活動）
-------	----------------------------

国補・県単別	その他	分類	5-33	県担当課	文化振興課	室	文化振興班	内線	2406
事業実施主体	文化会館、文化ホール、劇場、美術館、博物館、都道府県、市町村、文化振興財団等の財団法人、NPO法人等地域の文化の振興普及に係る活動を行うことを主たる目的とする団体			関係省庁名	独立行政法人日本芸術文化振興会				

事業の目的・概要	地域の文化施設の活動の充実を図り、地域の文化の振興に資する文化会館、美術館等の文化施設が行う公演・展示活動を支援する。 また、地域に根ざした文化活動や広く国民が参加する文化活動行うアマチュア等の文化団体を支援する。			留意事項	○慈善事業への寄付を目的として行われる公演・展示等の活動や宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものは助成の対象にならない。 ○1施設につき1団体1活動の申請ができる。 ○文化庁関連事業により資金的支援を受ける事業は、助成の対象にならない。							
	芸術文化振興基金助成金交付要綱 芸術文化振興基金助成金交付要綱取扱細則											
申請時期・手続き等	4	次年度事業申請	補助対象事業・補助基準等	1. 文化会館公演・展示活動 ○対象となる者 地域の文化の振興に係る活動を行うことを目的に設置された文化会館、文化ホール、劇場その他の文化施設の設置者又は管理者 ○主催者条件 ①地方公共団体 ②一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 ③特定非営利活動法人（NPO法人） ④大学 ⑤地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者 ⑥任意団体※ ⑦要望しようとする活動を目的として複数団体で組織された実行委員会等※ ○助成対象経費 出演費、音楽費、文芸費、舞台費、謝金運搬費、旅費、宣伝費等 2. 美術館等展示活動 ○対象となる者 地域の文化の振興を目的に設置された美術館、博物館、民俗資料館、埋蔵文化財センター等の文化施設の設置者又は管理者 ○主催者条件 「1文化会館公演活動」と同じ ○助成対象経費 作品借料、設営費、運搬費、謝金、旅費、宣伝費等 3. アマチュア等の文化団体活動 ○対象となる者 文化振興普及に資することを主たる目的とするアマチュア団体等の文化団体 ○主催者条件 ①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人 ②特定非営利活動法人（NPO法人） ③①②以外の法人格を有する団体であって、原則として文化活動を行う一定数以上のアマチュアや青少年等を擁する団体 ④任意団体※ ⑤要望しようとする活動を目的として複数団体で組織された実行委員会等※ ○助成対象経費 出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、設営費、謝金、旅費、宣伝費等 「任意団体」※次の要件をすべて満たす ア 定款に類する規約等を有する イ 意思決定、執行組織が確立されている ウ 自ら経理、監査する会計組織を有する エ 団体活動の事務所がある オ 団体設立後、1年以上の活動実績がある 「実行委員会」※次の要件をすべて満たす ア 応募時点で設立されている イ 実行委員会等が「任意団体」ア～エの要件を全て満たしている ウ 複数の団体に構成されていることが規約により確認できる エ ウの構成団体のうち、①～⑥のいずれかが中核団体を担っていること	事例等	令和4年度実施市町村等 ■文化会館公演活動 ○（公財）千葉県文化振興財団（青葉の森公園芸術文化ホール） ○（公財）千葉県文化振興財団（千葉県南総文化ホール） ○（公財）千葉県文化振興財団（千葉県東総文化会館） ■美術館等展示活動 ○（公財）船橋市文化・スポーツ公社 ■アマチュア等の文化団体活動 該当なし 令和5年度実施市町村等 ■文化会館公演活動 ○（公財）千葉県文化振興財団（千葉県東総文化会館） ○（公財）千葉県文化振興財団（青葉の森公園芸術文化ホール） ■美術館等展示活動 ○（公財）船橋市文化・スポーツ公社 ○（公財）千葉市文化振興財団 ■アマチュア等の文化団体活動 ○柏少年少女合唱団 ○特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク ○四街道市民ミュージカル実行委員会 ○千葉混声合唱団 令和6年度実施市町村等 ■現代舞台芸術創造普及活動 ○（公財）千葉交響楽団 ■文化会館公演活動 ○（公財）千葉県文化振興財団（青葉の森公園芸術文化ホール） ○船橋市 ■アマチュア等の文化団体活動 ○流山子どもミュージカル ○特定非営利活動法人 いちかわ市民文化ネットワーク ■民俗文化財の保存活用活動 ○令和6年度 房総の郷土芸能実行委員会						
	対象市町村等数 ※											
	実施市町村等数（6年度） 6											
	補助率・額					活動の規模及び助成対象経費（選択制）の合計額に応じた金額。			備考	※対象市町村等数は、主催者条件に該当するもの。		

助成事業名	未来に向けた「ちば文化」活性化補助金
-------	--------------------

国補・県単別	県単	分 類	5－34	県 主 管 課	文化振興課	室	文化企画室	内 線	3945
事業実施主体	市町村				関係省庁名				

事業の目的・概要	県内市町村が主体となって実施する千葉ならではの豊かな自然環境や 東京との隣接性を活かした芸術祭等の新たな文化芸術活動に対して補助金を交付する			補助対象事業・補助基準等	市町村が実施する事業で以下の要件を全て満たすもの 1 千葉の豊かな自然環境や東京との隣接性を活かした芸術祭等の文化芸術活動で、広く県民に公開されるもの、かつ県内の文化の振興及び地域の活性化に寄与 すると認められるもの 2 S D G s へつながる取組等を取り入れることで、未来を見据えた持続可能な 社会基盤づくりに資する活動であると認められるもの 3 既存の事業をそのまま実施するのではなく、過去に比べて新たな取組を実施するもの	留意事項	・補助期間（認定年度を含む）は最大3年（申請は単年度ごとに交付決定） ・初年度が採択されても、次年以降の採択は保証しない	
	根拠法令等	・未来に向けた「ちば文化」活性化補助金募集要領 ・未来に向けた「ちば文化」活性化補助金交付要綱					令和6年度実施市町村等 ・山武市さんむ苺まつり（山武市） ・かつうらビッグひな祭り（勝浦市）	
申請時期・手続き等	1	募集開始 応募締切 交付決定 ☆補助事業実施期間開始 ☆補助事業実施期間終了	3	補助率・額	【補助率】 事業費の2分の1 【補助金額】 100万円	備考		
	4							
	5							
	6							
	7							
8								
9								
10								
11								
12								
1								
2								
3								
4								
5								

助成事業名	地域の防犯力アップ補助事業
-------	---------------

国補・県単別	県単	分類	５－３５	県主 管 課	くらし安全推進課	室等	防犯対策推進室	内線	2299
事業実施主体	市町村			関係省庁名					

事業の目的・概要	犯罪のないまちづくりを進めていくには、地域住民による自主防犯活動が重要であることから、市町村等が行う防犯パトロール用資機材の整備などに対して助成を行う。		補助対象事業・補助基準等	(補助対象事業) ・防犯パトロール用資機材の整備補助事業 (対象) 防犯パトロール用ベスト、ジャンパー、腕章、帽子など ・青色回転灯装着車両へのドライブレコーダーの整備補助事業 (補助基準) ・詳細は、当該補助金交付要綱を確認すること。 ・特に、令和８年３月３１日までに完了できる事業であることに、注意すること。	留意事項	令和７年度に本事業の利用を希望する場合は、事前に（検討段階で）県に連絡すること。	
根拠法令等	千葉県地域の防犯力アップ事業補助金交付要綱				事例等	令和４年度実施市町村（２１市） 千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、富里市、大網白里市 令和５年度実施市町村（２１市１町） 千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、匝瑳市、富里市、大網白里市、九十九里町 令和６年度実施市町村（２２市） 千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、柏市、市原市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、富里市、匝瑳市、大網白里市	
申請時期・手続き等	4	(スケジュールは仮)	↓	補助率・額	備考		
	5	交付申請					
	6	交付決定					
	7	事業実施（以降、適宜）					
	8						
	9				対象市町村等数	54	
	10				実施市町村等数（６年度）	22	
	11						
	12						
	1						
	2						
	3						
	4	実績報告					
	5	補助金額の確定・交付					

助成事業名	市町村防犯カメラ等設置事業補助
-------	-----------------

国補・県単別	県単	分 類	5－36	県 主 管 課	くらし安全推進課	室	防犯対策推進室	内線	2299
事業実施主体	市町村（市町村が自治会に補助する場合も含む。）			関係省庁名					

事業の目的・概要	街頭犯罪の防犯対策として、市町村が実施する防犯カメラ等の設置事業に対して助成補助を行う。			(補助対象事業) ・防犯カメラの設置・補助事業 ・防犯灯（防犯カメラと一体で設置するもの）の設置・補助事業	留意事項	令和7年度は、類似の国庫補助事業があることから、本事業の利用については、県の指示によること。				
	千葉県市町村防犯カメラ等設置事業補助金交付要綱									
申請時期・手続き等	4	交付申請	補助対象事業・補助基準等	(補助基準) ・詳細は、当該補助金交付要綱を確認すること。 ・特に次の4点に留意すること。 ① 防犯カメラに撮影された画像のうち、公道等の画像面積が1／2以上であること。 ② 防犯カメラの設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。 ③ 防犯カメラについて、管理運用規定が運用開始日までに定められていること。 ④ 令和8年3月31日までに完了できる事業であること。	事例等	令和4年度実施市町村（27市2町） 千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、香取市、山武市、栄町、多古町				
	5	交付決定				令和5年度実施市町村（29市4町） 千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、富里市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、多古町、白子町				
	6	事業実施（以降、適宜）				令和6年度実施市町村（32市5町1村） 千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、長生村、白子町				
	7									
	8									
	9									
	10									
	11									
	12									
	1					対象市町村等数 54				
	2					実施市町村等数（6年度） 38				
	3									
	4	実績報告				補助率・額	補助率：1／2 補助上限額： ・防犯カメラ 新規 200千円／台 更新 100千円／台 ・防犯灯 50千円／基	備考		
	5	補助金額の確定・交付								

助成事業名	市町村防犯ボックス設置・運営事業
-------	------------------

国補・県単別	県単	分 類	5－37	県 主 管 課	くらし安全推進課	室等	防犯対策推進室	内線	2299
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	防犯ボックスの普及を促進するため、市町村が主体となり、地域の実情に合わせて実施する新たな防犯ボックスの設置費用や運営費用について、助成する。		補助対象事業・補助基準等	(補助対象事業) - 防犯ボックス設置費用補助事業（工事請負費、委託料等） …類似施設の移転、改修等を含む - 防犯ボックス運営費用補助事業（勤務員の人件費）	留意事項	防犯ボックス設置・運営費用の補助を希望する場合は、早めに（計画の段階で可）県に連絡すること。	
	千葉県市町村防犯ボックス設置・運営事業補助金交付要綱	(補助基準) - 詳細は、当該補助金交付要綱を確認すること。 - 特に次の2点に留意すること。 ①防犯ボックス設置費用補助は初年度のみとなること。 ②防犯ボックス運営費用補助は運営を開始した日から5年以内に限ること。		令和3年度実施市町村（9市2町） 市原市、八街市、酒々井町、松戸市、君津市、茂原市、四街道市、東金市、栄町、市川市、木更津市 令和4年度実施市町村（7市1町） 松戸市、君津市、茂原市、四街道市、東金市、栄町、市川市、木更津市 令和5年度実施市町村（4市1町） 四街道市、東金市、栄町、市川市、木更津市 令和6年度実施市町村（2市） 市川市、木更津市			
申請時期・手続き等	4	交付申請・交付決定 事業実施	補助率・補助額	- 防犯ボックス設置費用 補助率：10／10 補助上限額： 4,000千円／1箇所当たり - 防犯ボックス運営費用 補助率：2／3 補助上限額： 6,000千円／1箇所当たり	備考		
	5						
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3	実績報告 補助金額の確定・交付					補助率・補助額	
4							
5							

助成事業名	自転車乗車用ヘルメット購入補助事業
-------	-------------------

国補・県単別	県単	分 類	5－40	県 主 管 課	くらし安全推進課	室	交通安全対策室	内 線	2263
事業実施主体	市町村	関係省庁名							

事業の目的・概要	自転車乗車用ヘルメットの着用促進のため、市町村が実施する自転車乗車用ヘルメットの購入補助事業に要する経費に対し補助金を交付する。			市町村が自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することを目的に、県民又は販売事業者が負担した経費を補助する事業	留意事項	ヘルメットは以下のいずれかの認証等を受けたもの ・一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証した SG マーク ・公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証した JCF マーク ・欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証した CE マーク ・ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証した GS マーク ・米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証した CPSC マーク ・その他上記に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、知事が認めるもの	
	根拠法令等	令和 7 年度千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金交付要綱					
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 交付要綱制定（3月末） 交付申請（4月末） 交付決定（申請後、順次） 事業実施・随時 実績報告 補助金の確定・交付			補助対象事業・補助基準等	事例等	令和 6 年度事業市町村（2 3 市 8 町 1 村） 銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、東庄町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、大多喜町	
	対象市町村等数		5 4				
		実施市町村等数（6 年度）		3 2	備考		
		補助率：1／2 以内 限度額： ①ヘルメット 1 個当たり千円 ②人口（千人未満切捨）× 1. 5 % × 千円 ※なお、令和 7 年 3 月 1 日現在の千葉県毎月常住人口調査月報 の人口を基準とする。					

助成事業名	市町村防犯カメラ等設置事業補助（千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金）
-------	------------------------------------

国補・県単別	国補	分 類	5－41	県 主 管 課	くらし安全推進課	室	防犯対策推進室	内 線	2299
事業実施主体	市町村（市町村が自治会、事業者に補助する場合も含む。）			関係省庁名	内閣府				

事業の目的・概要	強盗事件の発生に伴う県民の体感治安の悪化等に対応するため、市町村や自治会、事業者等における防犯カメラの設置に対し、国交付金を活用し予算額を大幅に増額した上で、前倒しで支援する。		補助対象事業	（補助対象事業） ・防犯カメラの設置・補助事業 ・防犯灯（防犯カメラと一体で設置するもの）の設置・補助事業 （補助基準） ・詳細は、当該補助金交付要綱を確認すること。 ・特に次の4点に留意すること。 ①防犯カメラに撮影された画像のうち、公道等の画像面積が1／2以上であること。 ②防犯カメラの設置について、設置箇所周辺の住民の理解が得られていること。 ③防犯カメラについて、管理運用規定が運用開始日までに定められていること。 ④令和8年3月31日までに完了できる事業であること。	留意事項		
	根拠法令等					令和6年度実施市町村 実施なし	
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	交付要綱制定（3月下旬） 交付申請 事業実施（以降、適宜） ↓ 実績報告 補助金額の確定・交付	事業・補助基準等	補助率：1／2 ※市町村の事業者への補助率が2分の1を超える場合は、2分の1を補助したものとして計算する。 補助上限額： ・防犯カメラ 新規 200千円／台 更新 100千円／台 ・防犯灯 50千円／基	事例等	対象市町村等数	※
						実施市町村等数（6年度）	-
			補助率		備考	※補助要件に該当するもの	

助成事業名	地域防犯力向上支援事業（千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金）
-------	--------------------------------

国補・県単別	国補	分 類	5－42	県 主 管 課	くらし安全推進課	室	防犯対策推進室	内線	2299
事業実施主体	市町村			関係省庁名	内閣府				

事業の目的・概要	地域における防犯力を向上させるため、市町村が行う防犯パトロール車や防犯資機材の整備費用について、国交付金を活用し支援を行う。		補助対象事業	(補助対象事業) ・資機材・装備品の整備・補助事業 (対象) 防犯パトロール用ベスト、ジャンパー、腕章、帽子など ・青色回転灯装着車両の整備 ・青色回転灯装着車両へのドライブレコーダーの整備・補助事業 (補助基準) ・詳細は、当該補助金交付要綱を確認すること。 ・特に、令和8年3月31日までに完了できる事業であることに、注意すること。	留意事項		
	根拠法令等 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（内閣府）、千葉県防犯力強化緊急支援事業補助金交付要綱						
申請時期・手続き等	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5	交付要綱制定（3月下旬） 交付申請 事業実施（以降、適宜） <					

助成事業名	学校施設環境改善交付金事業
-------	---------------

国補・県単別	国補	分類	5－43
事業実施主体	市町村		

県主管課	生涯スポーツ振興課	室等	生涯スポーツ室	内線	3483
関係省庁名	文部科学省（スポーツ庁）				

事業の目的・概要	1 社会体育施設の整備事業に対し交付金を交付することにより、地域スポーツ施設の整備促進を図り、スポーツの振興に寄与する。	補助対象事業・補助基準等	1 社会体育施設整備事業 ①地域スイミングセンター新改築 ②地域水泳プール新改築 (地震防災特別措置法) ③地域スポーツセンター新改築 ④地域武道センター新改築 ⑤地域屋外スポーツセンター新改築 ⑥社会体育施設耐震化 ⑦社会体育施設の質的整備事業 ※下記学校体育諸施設整備事業については、教育庁保健体育課が担当する。 ①学校水泳プール新改築 (屋内・屋外) ②学校水泳プール上屋新改築 ③学校水泳プール耐震補強 ④中学校武道場新改築	留意事項	対象面積の上限を超える施設に係る実工事費の算定に当たっては、超過面積分に相当する実工事費を面積按分により除外する。	
	1 学校施設環境改善交付金交付要綱				令和3年度実施市町村数 (3市) 千葉市、佐倉市、我孫子市 令和4年度実施市町村 (2市) 千葉市、浦安市 令和5年度実施市町村 (3市) 館山市 浦安市 流山市 令和6年度実施市町村 (2市) 流山市 浦安市	
根拠法令等		補助基準等		事例等		
申請時期・手続き等	4 施設整備計画提出 5 6 内定通知 7 交付申請 交付決定通知 8 9 10 11 12 1 2 3 実績報告 4 額の確定 補助金の交付	補助率・額	3分の1 (算定割合の特例) 1 社会体育施設整備事業 地震防災対策特別措置法第4条の規定の適用を受ける浄水型水泳プールについては2分の1。	備考	実績報告については、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内、又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までとする。 学校教育施設等整備事業債充当可能地方負担額の75%	
					対象市町村等数	54
					実施市町村等数(6年度)	2

助成事業名	国際スポーツ競技大会支援事業
-------	----------------

国補・県単別	県単	分 類	5 - 4 4	県 主 管 課	生涯スポーツ振興課	室	企画調整班	内 線	2449
事業実施主体	1 県内市町村又は県内市町村が構成員となる団体 2 県又は県内市町村が後援等により支援する国際スポーツ競技大会を開催する国内競技連盟等の団体			関係省庁名					

事業の目的・概要	本県のスポーツの振興、地域の活性化、魅力発信に資するため、県外、海外から相当数の参加者の来訪が見込まれる国際スポーツ競技大会に対し、補助金を交付する。	交付対象事業・補助基準等	1 補助金交付の対象となる事業 国際競技連盟が主催する大会、又は、国際競技連盟が公認し、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会、日本パラリンピック委員会、日本パラスポーツ協会に加盟する団体が開催する大会であって、知事が認めた事業。	補助率 1 補助率 補助対象経費の4分の1以内 2 補助限度額 30,000千円以内 (詳細は実施要領第2)					
根拠法令等	地方自治法 第232条の2 千葉県補助金等交付規則 国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱 国際スポーツ競技大会支援事業実施要領		2 審査基準 補助事業主体から提出された申請書等一式に基づき、実施要領第2に規定する審査基準を勘案した上で、知事が指定する。	留意事項 1 申請前に、県の担当者に事前相談すること。 2 予算額の都合により、交付額が申請額を下回る場合がある。 3 補助対象事業とならない国際スポーツ競技大会 (1) 国際スポーツ競技大会支援事業補助金以外の県補助金を活用している国際大会 (2) 既存の国際大会(県内で毎年度継続的に実施している国際大会等)					
申請時期・手続き等	4 予算成立 5 申請受付締切 6 7 交付決定通知 8 9 10 11 12 1 2 3 4 予算成立 5			事例等 令和5年度：実施なし 令和6年度：1件 <table><tr><td>対象市町村等数</td><td>54</td></tr><tr><td>実施市町村等 (6年度)</td><td>1</td></tr></table>	対象市町村等数	54	実施市町村等 (6年度)	1	備考 ※補助要件 補助事業は、交付決定年度内に完成すること。
					対象市町村等数	54			
		実施市町村等 (6年度)			1				